

質 問 回 答 書

業 務 名	AIの活用による英語教育及び活用事業
派 遣 場 所	印西市立中学校

上記案件に対する質問事項について、下記のとおり回答します。

番号	閲覧図書の種類 ページ等	質 問 内 容	回 答
1	(別紙1)仕様書 3頁4(2)	情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、同システムについてISMS認証を取得していることとあるが、ISMS認証を取得していない場合、同等のセキュリティマネジメントシステムを自社で構築ができていれば入札参加は可能でしょうか。	本市の規定では、外部委託事業者の選定にあたり、ISMS認証等の国際規格の取得状況を「参考」にすると定めています。同等のセキュリティマネジメントシステムが自社で構築され、本市が求めるセキュリティ要件を満たしていることが確認できれば、入札参加は可能です。
2	(別紙1)仕様書 1頁3(6)	本使用では、リアルタイム交流及びビデオ交流の2つの実施形態が示されているものの、具体的な実施水準（実施回数や対象範囲、運用方法等）については明示されていないため、提案内容の前提条件として整理させていただきたく、その想定内容をご教示いただけますでしょうか。	具体的な実施水準につきましては、次の内容で想定をしております。 <実施回数>年1回/各学級 <対象範囲>中学3年生 <運用方法>リアルタイム交流及びビデオ交流の詳細については、外部委託事業者と学校との事前協議により行います。また、そのデータについては、本市が定めるセキュリティポリシーの中の重要性分類Ⅲを保護するのに適切なシステム下で行います。
3	(別紙1)仕様書 1頁3(6)	AI英会話システムと、「オンライン国際交流（相手校とのマッチングを含む）」については、本事業の目的との関係性が一部読み取りづらい点に加え、当該要件を実施可能な事業者は現時点では、限定的（ほぼ1社に特定される）と考えております。結果として特定の事業形態・提供体制を前提とした要件と受け取られかねません。そのため、公募型プロポーザルの公平性・競争性の観点から問題が生じ得ると考えておりますので、本要件の位置づけおよび仕様範囲に設定された趣旨について、明確なご説明をお願いいたします。	本事業は、市内中学生の英語による発信力・対話力の向上、及び、学習意欲の喚起を目的としており、授業内外で継続的に「話す・やり取りする」機会を確保できる仕組みを求めています。趣旨は次のとおりです。 <AI英会話システムの位置づけ> 学校現場では、生徒一人ひとりの発話量を十分に確保しにくい課題があります。AIを活用した対話練習は、時間・場所を選ばず反復練習ができ、発話量の確保や個別最適な学習につながることから、本事業目的に資する要素として位置づけています。なお、特定の製品・方式を指定するものではありません。 <オンライン国際交流の位置づけ> 印西市では平成28年度より中学生海外派遣研修を実施し、国際交流の有効性を確認していることから、より多くの生徒に交際交流を体験してもらうためには「オンライン国際交流」が必須であると考えております。 実際の相手と英語でやり取りする経験は、学習意欲の向上や、英語を使う必然性を生む点で教育効果が高いと考えています。一方で、相手校との調整（時差や安全配慮等）は学校側の負担が大きく、継続実施の障壁となりやすいことから、事業者側で一定の支援（相手校とのマッチング等）を求めています。 <公平性・競争性の観点> 本要件は、特定の事業者や特定の提供形態を前提にしたものではなく、GIGAスクール構想に基づいた教育効果の最大化と学校現場の運用負担の軽減を両立するため、成果に直結する要素として求めているものです。審査においては、個別の製品名や提供主体の形態によらず、提案内容を総合的に評価します。各社の創意工夫による提案を妨げる意図はありません。また、特定の事業形態・提供体制を前提とした要件とならないよう、入札参加資格者名簿登載者以外からも公募したものでございます。

番号	閲覧図書の種類 ページ等	質 問 内 容	回 答
4	(別紙1)仕様書 1頁3(1)ウ・エ 2頁3(2)エ・オ 3頁3(6)ア・ウ	本事業の選定に当たり、受託候補者の製品が生徒の顔画像映像を含む録画データをサーバーに送信又は保存する機能を有するか否かを、確認事項としていますか。はい/いいえでご回答ください。	いいえ。
5	同上	①前問で「はい」の場合、貴市では、顔画像の「取得・保存」が英語教育において不可欠であるという教育理論上の根拠を学術研究成果とともに、選定基準として明確に教えてください。 他自治体の先行事例では、教育上の必要性が不明確なまま生徒の顔画像を含む録画データが保存され、保護者への十分な説明がないまま運用されている実態が見受けられます。 なお、『事業者からの提案内容による』『関係法令に則り適切に対応する』との回答は、本質問に対する回答となりません。貴市として、当該事項を選定条件、確認事項又は契約条件として設定して教育理論上の根拠をご回答ください。	前問が「いいえ」のため、回答はありません。
6	(別紙1)仕様書1頁 3(1)ウ・エ	②保存が必要な場合、そのデータが流出した際や目的外利用された際の生徒のプライバシー侵害リスクと、教育的効果をどのように比較考量していますか。具体的に「はい/いいえ」でお答えの上、市の見解をご回答ください。 なお、『事業者からの提案内容による』『関係法令に則り適切に対応する』との回答は、本質問に対する回答となりません。貴市として、当該事項を選定条件、確認事項又は契約条件として設定している教育理論上の根拠をご回答ください。	いいえ。
7	同上	生徒の音声、録画、英作文等のパーソナルデータを取り扱うにあたり、多くの自治体では包括的な利用規約の提示に留まり、具体的な「保存先」「保存期間」「第三者提供」に関する個別明示的な説明が欠如しています。 ①本事業において、これらの事項を保護者へ事前説明し、同意を得ることを受託事業者の「必須条件(受託条件)」としますか。 ②この説明について、「学校や事業者の任意」に委ねることなく、市又は教育委員会が責任を持って統一的な説明資料及び同意書を作成・提示しますか。他市の先行事例に倣い、現場任せにする予定の有無については、「はい/いいえ」で明確にご回答ください。	①いいえ ②はい ただし、6のとおり「保存は必要ではない」ため、「生徒の音声、録画、英作文等のパーソナルデータを取り扱う」ことを想定しておりません。

番号	閲覧図書の種類 ページ等	質問内容	回答
8	(別紙1)仕様書 1頁2(3) 2頁3(3) エ 2頁3(5) ア・オ 3頁4(2)	本事業で取り扱う生徒データ(音声、録画、会話履歴、学習履歴、英作文、スコア等)について、保存先の国・地域、利用クラウド事業者名およびクラウドリージョンを、提案書の必須記載事項としていますか。はい/いいえでご回答ください。	いいえ。
9	同上	前問に関連し、再委託先の有無、アクセス可能者の範囲、保存期間及び事業終了後の削除方法を、提案書又は契約締結前の提出必須事項としますか。はい/いいえでご回答ください。	いいえ。
10	(別紙1)仕様書 3頁4(2)	本事業において、受託事業者及び再委託先が、生徒データを本事業の履行以外の目的でAI学習、品質改善、統計利用その他に利用することを禁止する契約条項を設けますか。はい/いいえでご回答ください。	はい。 受託事業者および再委託先に対し、本市が取り扱う情報の目的外利用(AI学習等への流用含む)を厳格に禁止することを契約条件に含めます。
11	同上	前問で「はい」の場合、その禁止対象に、匿名化、統計化又は仮名化したデータの本事業外利用も含まれますか。はい/いいえでご回答ください。	はい。 匿名化・統計化されたデータについても、本市の許可がない利用は制限の対象といたします。
12	(別紙1)仕様書 1頁1(2) 1頁3(1) エ 2頁3(3) ウ 2頁3(4) ウ	本事業の目的として英語力の向上及び英語学習へのモチベーション向上等が掲げられていますが、事業終了時の成果測定指標を、選定又は契約締結時点で明示する予定はありますか。はい/いいえでご回答ください。	いいえ。
13	同上	前問で「はい」の場合、当該成果測定指標には、利用回数や満足度のみではなく、英語力向上に関する客観的指標を少なくとも1つ以上含めますか。はい/いいえでご回答ください。	前問が「いいえ」のため、回答はありません。